

「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について」  
に対する関係地方公共団体の長の回答について

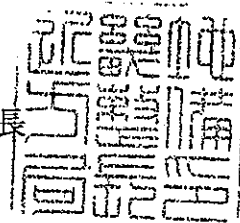


国近整河計第19号

平成28年6月29日

滋賀県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



### 大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び大戸川ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大戸川ダム建設事業では「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行いました。

このたび、これらの検証に係る検討結果等として、「大戸川ダム建設事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年7月19日までに、回答（任意様式）をお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

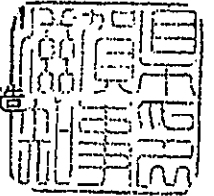
近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 吉田（提出先）



滋 流 政 第 178 号  
平成 28 年(2016 年)7 月 19 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成 28 年 6 月 29 日付け国近整河計第 19 号にて照会のありました標記の件について、別添の関係市長からの意見を添え、下記のとおり回答します。

記

「大戸川ダム建設事業については「継続」することが妥当である」とした対応方針(原案)案については、国がダム検証の手續にのっとり、予断なく検証された結果と考えている。これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重し、引き続き検証の手續を円滑に進めていただきたい。

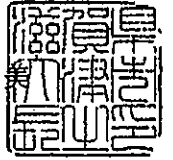
なお、大戸川ダムに関しては、これまで四府県知事合意に基づき意見を述べてきたところであり、淀川水系河川整備計画において「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」とされたところである。ダム本体工事着工にあたっては、河川整備計画の変更が必要であることから、その際には、改めて本県の意見を聴くこととされたい。



大建広第13号  
平成28年7月11日

滋賀県知事 三日月 大造 様

大津市長 越 直



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案にかかる意見について（回答）

標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意	見
<p>本市としては、大戸川流域の市民の安全が第一と考えているが、検討報告書案については、その内容を検証する技術的知見を持ち合わせていないことから、滋賀県においてご検討の上、対応されたい。</p> <p>そして、国の対応方針決定に至るまでは、まだ所定の手続きが必要なことから、必要な検証作業を適切に進めていただきたい。</p>	

（担当課：建設部広域事業調整課 担当者：XXXXXXXXXX）

栗国県第 127 号  
平成28年 7月 8日

滋賀県知事 三日月 大造 様

栗東市長 野村 昌



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年6月30日付、滋流政第165号で照会がありました表記の件について、下記の通り回答いたします。

#### 記

建設を凍結している淀川水系の大戸川ダムに関して、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、他の治水対策案に比べ、ダム建設が「総合的な評価として最も有利」とする検証結果を踏まえ、今般、検討主体である近畿地方整備局が「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領項目」に沿って予断なく検証され、「継続が妥当」との判断に至った「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を支持する。

近年の異常気象により多発する自然災害への対策は、全国で急務となっており、費用対効果は勿論のこと、流域の生命、財産を守る上で、評価検証における大戸川ダムが最も早く効果発現出来るとの結果が重要であると考えます。

今後は、永年にわたり水害に見舞われてきた過去の経緯を踏まえ、流域住民が安心して安全に暮らせるよう一日も早いダム本体工事の着工を目指して頂きたい。

また、準備工事として進められている県道大津信楽線の付け替え工事と併せ、栗東から大津、信楽を結ぶ重要幹線道路である県道栗東信楽線が付け替え県道に平面交差と成るよう強く要望する。



甲 建 事 第 157 号  
平成 28 年 (2016 年) 7 月 8 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲賀市長 中 嶋 武 嗣



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見について (回答)

平成 28 年 6 月 30 日付け滋流政第 165 号で意見照会のあった件については、  
下記のとおり回答いたします。

記

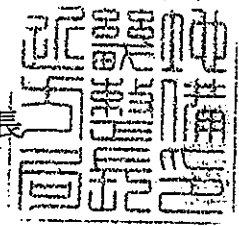
- 意 見 「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書 (原案) 案」に対して意見はない。
- 要 請 大戸川ダム上流部の河川改修計画を早期に策定いただきたい。



国近整河計第19号  
平成28年6月29日

京都府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び大戸川ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大戸川ダム建設事業では「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行いました。

このたび、これらの検証に係る検討結果等として、「大戸川ダム建設事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年7月19日までに、回答（任意様式）をお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

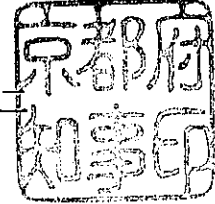
近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 吉田（提出先）



8 河 第 2 5 5 号  
平成 2 8 年 7 月 1 9 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

京都府知事 山 田 啓



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成 2 8 年 6 月 2 9 日 付 け 国 近 整 河 計 第 1 9 号 で 照 会 の あ り ま し た こ と に つ い て、  
別 添 の と お り 関 係 市 町 村 の 意 見 も 合 わ せ て 回 答 し ま す。

京都府建設交通部河川課

総合治水担当 075-414-5288



今般の検証に係る京都府の意見は以下の通り。

大戸川ダムについて、新たな段階に入らず、現在の段階（県道大津信楽線の付替工事）を継続するとの方針については異論はない。

また、河川整備計画の変更について検討する際は、地球温暖化の影響や環境への影響のほか、以下の点を十分に踏まえた上で協議・調整されたい。

- ・大戸川ダムの着手時期については、平成20年に実施した京都府の技術検討会における評価において、「中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、現時点で大戸川ダムが京都府にとって緊急的に着手すべき事業ではないという点に変わりはない。
- ・ダム本体工事の費用については、現時点で京都府が負担する理由はなく、現行の負担率を見直すべきと考えている。
- ・宇治川における治水効果の早期発現のため、瀬田川洗堰の全閉操作を維持するとともに、天ヶ瀬ダムの再開発、宇治川改修などの対策をしっかりと講じられたい。

■関係市町村の意見等 (1/2)

京都市	本市においては、特に意見はございません。
宇治市	<p>本市におきましては、平成24年京都府南部地域豪雨と平成25年台風18号により、住宅地の浸水や山間地の土砂崩落など、大きな被害を受けたところであります。</p> <p>特に、平成25年台風18号では、特別警報が全国で初めて発令されるなか、宇治川の水位が急激に上昇し氾濫する恐れがあったことから、6万2千人もの市民を対象とした避難指示を発令するに至り、大変強い危機感を感じたところであります。</p> <p>その際には、瀬田川洗堰の全閉操作や天ヶ瀬ダム貯水容量を最大限活用した洪水調節の実施等によって、外水による氾濫被害が未然に防がれたところであり、天ヶ瀬ダム直下流に市街地が形成されている本市としては、ダムの効果・有利性を身をもって知り、その必要性・重要性を再認識したところであります。</p> <p>また、全国的にも近年の気象災害は激甚化する傾向にあり、特に、昨年9月関東・東北豪雨による鬼怒川堤防決壊と氾濫流による家屋流出等の甚大な被害の状況等を踏まえると、防災・減災対策は喫緊の課題であり、その思いを一層強くしたところであります。</p> <p>今般照会のあった大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案において、最も有利とされた大戸川ダム案は、現在事業中の「天ヶ瀬ダム再開発と一体となり、淀川本川の水位を下げることで、宇治川の水位を低減させる効果がある」とされており、平成25年台風18号で宇治川が計画高水位を超えた事象等を踏まえると、大戸川ダムの建設によって宇治川堤防への負荷軽減が図られ、宇治市域はじめ流域全体の治水安全度が増すことで、防災・減災の更なる効果が発現されるものと認識しております。</p> <p>よって、以上のような経験や事象等を総合的に勘案した結果、対応方針（原案）案において、大戸川ダム建設事業については「継続」することが妥当とすることについて、異存はありません。</p> <p>一方、大戸川ダムのダム本体工事については、「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」とされているところ、新たな段階（ダム本体工事）に入るためにも、平成30年度の完成が見込まれている天ヶ瀬ダム再開発事業及び塔の島地区河川整備事業を着実に推進していただくことが大変重要となります。</p> <p>こうしたことから、まずは現在進められている事業の一日も早い完成とともに、引き続き、堤防強化を含めた総合的な治水対策を検討いただきつつ、洪水調節機能が十分に発揮できるよう適切なダム等の維持管理・放流操作をお願いするものであります。</p>
亀岡市	特に意見はありません。
城陽市	<p>大戸川ダム建設事業の検証により出されました「対応方針（原案）案」につきまして、意見はありません。</p> <p>なお、現在進められております宇治川の改修や天ヶ瀬ダムの再開発を優先され、引続き総合的な治水対策を進められたい。</p>

■関係市町村の意見等 (2/2)

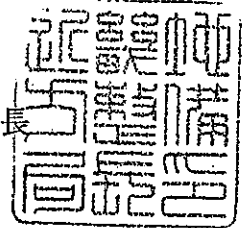
向日市	「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について、特段の意見はございません。
長岡京市	意見ありません
八幡市	意見はありません
京田辺市	意見はありません。
南丹市	意見なし
木津川市	意見なし
大山崎町	○意見はありません。 ○引き続き、淀川本川の改修を進めていただきますよう、お願いいたします。
久御山町	平成25年台風18号による宇治川の増水など、宇治川の下流域に位置する本町においては治水対策が最重要課題となっています。今回の検証結果として最も有利な案である「大戸川ダム案」については、天ヶ瀬ダム再開発と大戸川ダムが一体となり、淀川本川や宇治川の水位を軽減させる効果があることから、治水安全度が向上するものと認識しております。 つきましては、今回示されました対応方針（原案）案での「大戸川ダム建設事業については継続することが妥当である」ことについては異議はありません。 また、淀川水系河川整備計画に基づく「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」とされていることから、本体工事の着手に向けて、今後予定されている手続を速やかに進めていただきますようお願いいたします。
井手町	意見なし
宇治田原町	意見のない旨回答します。
笠置町	意見なし
和束町	意見なし
精華町	意見はありません。
南山城村	意見ありません



国近整河計第19号  
平成28年6月29日

大阪府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び大戸川ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大戸川ダム建設事業では「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行いました。

このたび、これらの検証に係る検討結果等として、「大戸川ダム建設事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年7月19日までに、回答（任意様式）をお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 吉田（提出先）

河整第1407号  
平成28年7月19日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪府知事



大戸川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年6月29日付け国近整河計第19号により照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

#### 記

「大戸川ダム建設事業の検証の結果、ダム案が最も有利な案である」とする国の検討結果は尊重する。

ただし、ダム本体工事着工については、淀川水系全体の治水対策の優先順位を踏まえるべきものと考えていることから、改めて、関係自治体の意見を聴いていただきたい。